

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	保険検査マニュアル 保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ.1.⑥(i)、Ⅲ.2.⑥ 実地調査用チェックリスト 1.(2)①	<p>「乗換契約」とは、法第300条第1項第4号に規定する「既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為」との理解でよいか、確認したい。</p> <p>(「乗換契約」は保険商品から保険商品への乗換を対象としており、保険商品から投資信託又は投資信託から保険商品への乗換は、本検査マニュアル上の「乗換契約」には該当しないことを確認したい。)</p>	<p>御指摘の箇所については、26 事務年度のモニタリング結果を受けて、乗換契約など、通常の募集以上に注意を要する募集について、適切な募集が行われるための態勢整備を求めるものであり、御指摘の乗換契約は、保険商品から保険商品への乗換を念頭に置いております。</p> <p>なお、26 年 7 月に公表している「平成 25 事務年度版金融検査結果事例集」において、「営業推進部門が、乗換販売の適切性の検証について、投資信託と保険商品との間、及び保険商品の間での乗換販売の適切性を検証するための態勢を整備していない事例」を掲載しているとおり、リスク性商品の販売時には銀行法、金融商品取引法、保険業法等の法令等に則った顧客説明が確保される態勢整備を行うことが必要です。こうした事例が参考となり、金融機関の業務の改善が図られることを期待しています。</p>
2	保険検査マニュアル 保険募集管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ.1.⑥(i)	<p>「キャンペーン、高齢者に対する募集など、通常の募集以上に注意を要する募集について、適切な募集が行われるための態勢が整備されているか。」とあるが、適切な募集が行われるための態勢整備とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、ご教示願いたい。</p>	<p>「キャンペーン、高齢者に対する募集など、通常の募集以上に注意を要する募集について、適切な募集が行われるための態勢」については、本マニュアルにより一律の対応が想定されるのではなく、商品特性や取引態様に応じた態勢整備が行われることが重要と考えます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	保険検査マニュアル 保険募集管理態勢の確 認検査用チェックリストⅢ. 1. ④, ⑥(x), ⑦, ⑩, ⑪, ⑫ 実地調査用チェックリスト 1. (2)⑩	本項目では、保険会社又は保険募集人は平成 26 年改正保険業 法等に基づき適正な保険募集管理体制の整備が求められるとの 理解でよいか。	貴見のとおりです。
4	保険検査マニュアル 保険募集管理態勢の確 認検査用チェックリストⅢ. 1. ⑥(i)、Ⅲ. 2. ⑥ (i), (iii) 実地調査用チェックリスト 1. (2)①	本項目は、平成 27 年 7 月 3 日に公表された「金融モニタリン グレポート」において示されている事例や課題認識等を踏まえ た規定であるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。